

標的殺害のための武装ドローンの使用に関する 国際法的評価

——国連人権理事会報告を素材として——

岩本 誠 吾

International Legal Assessment Concerning Use of Armed Drones for Targeted Killing:

Based on the UN Human Rights Council Reports

Seigo IWAMOTO

- I . はじめに—事実関係と問題提起
- II . 2020年以前の国連人権理事会報告書
- III . 国連内外の反応
- IV . 2020年の国連人権理事会報告書（カラマール報告）
- V . まとめて代えて—国際法の論点整理と今後の展望

I . はじめに—事実関係と問題提起

2020年1月3日に、イランのイスラム革命防衛隊（Islamic Revolutionary Guard Corps, IRGC）¹ コッツ部隊司令官のソレイマニ少将が、イラクのバグダッド国際空港の近郊でイラクの人民動員隊（Popular Mobilization Forces, PMF）² 副司令官並びに人民動員隊構成員及びイスラム革命防衛隊構成員の9名とともに、米軍の武装ドローンMQ-9 リーパーによる攻撃を受けて殺害された³。武装ドローンによる標的殺害は、2001年以降現在に至るまで頻繁に実施され、今後とも、米国だけに限らず複数の国家により、自国領域内外で実施されることが予想される。

(1) 標的殺害と武装ドローンの親和性

では、本論考で取り上げる標的殺害 (Targeted killing) とは、どのようなものか。フィリップ・アルストン (Philip Alston) によれば、それは、「法を口実に活動する国家若しくはそのエージェント又は武力紛争で組織化された武装集団が、物理的に拘束していない特定個人に意図的で計画的な、そして、故意の致死力 (lethal force) を行使すること」と定義される⁴。しかし、本用語は、国際法上の学術用語ではなく、その定義も研究者⁵によって若干異なる。それは、2000年9月28日のパレスチナ住民による第2次インティファダ (蜂起) の勃発を受けて、イスラエルがパレスチナ占領地域でのテロリスト容疑者に対する標的殺害政策を公表した2000年以降に使用され始めた一般用語である⁶。

具体的には、標的殺害は、平時、国家对非国家団体の非国際武力紛争時又は国家間の国際武力紛争時といった様々な状況の中で、国家の正規軍隊や特殊部隊、エージェント (諜報機関や工作員など、米国では中央情報局: Central Intelligence Agency, CIA) 又は組織化された武装集団 (= 非国家団体) によって、狙撃手による発砲、至近距離からの射殺、ヘリコプタからのミサイル発射や機銃掃射、ドローン・車両爆弾・毒薬の使用など多種多様な手段・方法で実行される⁷ (表1【テロ被害国による武力行使】参照)。また、ドローン攻撃の実施場所が、ドローン攻撃国の国内領域の場合 (伝統的な内戦) と国外領域の場合がある。

即ち、武装ドローンの使用は、標的殺害の1形態に過ぎない。例えば、武装ドローン攻撃以外で有名な標的殺害の事例として、2011年に米海軍の対テロ特殊部隊 DEVGRU⁸ の急襲によりアルカイダ指導者オサマ・ビン・ラディンが殺害された事件が指摘できる⁸。

では、標的殺害と武装ドローンの関係性は、どのようなものか。米国は、2001年9月11日のアルカイダによる同時多発テロ事件を発端として、国家对テロ集団という非対称の対テロ戦争 (war on terrorism 又は war on terror)⁹ を開始した。その際に対テロ作戦を計画し実行する場合に、実働部隊の派遣は、非対称戦争とは言え、当然、人的損耗のリスクを考慮せざるを得ない。その同時期に、米国では、新兵器として無人航空機・ドローン・遠隔操縦航空機 (Unmanned Aerial Vehicles, UAV; Drones; Remotely Piloted Aircraft, RPA) が研究開発され、実戦配備されるようになった。しかも、非武装・偵察型だけでなく、武装・攻撃型 (ミサイル搭載型) の無人戦闘機・武装ドローン (Unmanned Combat Aerial Vehicles,UCAVs; Armed Drones) も、戦場に投入され始めた。

生身の兵士に代わり致死力を行

表1【テロ被害国による武力行使】

状況	武力紛争時 (戦時)		
	武力行使	非国際武力紛争	
敵対状況	非対称性 (国 vs 武装集団・非国家団体)		対称性 (国 vs 国)
作戦実施国	武力行使国外		紛争当事国領域
作戦地域	非積極的敵対行為地域	積極的敵対行為地域	交戦国領域
適用法	武力行使法 (自衛権法)		
	国際人権法	国際人道法	国際人道法
行為主体	CIA、エージェント	特殊部隊	正規軍隊
手段・方法	武装ドローン、ヘリコプタからのミサイル・機銃掃射、特殊部隊投入		

表1は、本論考で参照した文献資料を参照して著者が作成した。

使用する武装ドローンは、4D (危険な Dangerous, 汚い Dirty, 単調な Dull, 奥深い Deep) 任務を遂行し、攻撃側の被害者ゼロ (Zero Casualty) という軍事的長所がある¹⁰。武装ドローンの活用は、操縦士が人的損耗 (自らの死傷) の心配なく、モニター画面を介して精確にかつ冷静に攻撃対象を標的化し、ミサイルを発射することで、対テロ作戦の成功率が上がると一般的に信じられた。それ故、武装ドローンは、使用しなければ標的殺害が実行できないわけではないが、標的殺害を成功させるためには必要な精密攻撃兵器であると位置付けられた。標的殺害事例の大半が、対テロ作戦と親和性のある武装ドローンに依拠する所以である¹¹。

(2) 武装ドローンの水平拡散と垂直拡散

武装ドローンの現状は如何なるものか。米国のシンクタンクである New America (旧 New America Foundation) の資料 (2020年7月30日現在)¹² によれば、武装ドローン保有国は39か国と増加し、そのうちの12か国がそれを国内外で実戦使用している。加えて、武装ドローンを保有し又はそれを改造する能力を持つ非国家集団は、23団体¹³も存在する。表2【武装ドローンの保有状況】及び表3【武装ドローンの使用状況】が示すように、2001年から2014年までは保有国は極めて限られ、使用国も3か国 (米、英、イスラエル) だけであった。2015年以降、保有国数は、輸出入や自主開発により急増した。というのも、当初、輸出国は、米国やイスラエルに限られ、米国はその輸出を厳格に制限していた。しかし、最近、中国を始め、イランやトルコも輸出国¹⁴となり、しかも、輸出規制の緩い国 (中国やイスラエル) が積極的に軍用ドローン市場に参入することで、米国の輸出規制も緩和され、一層、武装ドローン保有国の拡大に拍車がかかっている¹⁵。

他方、科学技術の発展により、ドローンの技術革新も目覚ましい。自律飛行では、米国は、既に無人機 (X-47B) による航空母艦での発艦 (2013年5月)・着艦 (同年7月) 及び空中給油実験 (2015年4月) に成功した。設定目標地域の上空を遊弋しつつレーダー発信源を補足・追尾・突入・自爆するイスラエル製UCAV ハロップ (ハーピーの後継機) は、輸入国のアゼルバイジャン軍によりナゴルノカラバフ自治州を巡るアルメニア軍との戦闘で2016年4月に初め

表2【武装ドローンの保有状況】 (2020年7月30日現在)

年代	国数 合計	国名 (保有年)
2000 ~2009	3	米国 2001、イスラエル 2004、英国 2008
2010 ~2014	5 8	イラン (201)、UAE (2011)、北朝鮮 (2012)、中国 (2013)、南ア (2013)
2015	7 15	イタリア、ナイジェリア、スペイン、パキスタン、イラク、エジプト、ジョージア
2016	11 26	カザフスタン、インド、ギリシャ、スウェーデン、スイス、ウクライナ、トルコ、アゼルバイジャン、フランス、トルクメニスタン、サウジアラビア
2017	2 28	ポーランド、台湾
2018	4 32	ベラルーシ、ベルギー、セルビア、ドイツ
2019	5 37	インドネシア、シンガポール、ロシア、アルジェリア、カタール
2020-	2 39	カナダ、オランダ

表3【武装ドローンの使用状況】(2020年7月30日現在)

国名	使用開始日	使用地域	使用機種名(生産国)
米国	2001/10/7	アフガニスタン	ブレイダー(米国製)
イスラエル	2004/10/24	ガザ地区	不明
英国	2008/5/1	アフガニスタン	MQ-9 リーパー(米国製)
パキスタン	2015/9/7	国内	バラク(パキスタン製)
イラン	2016/2/3	シリア	シャヘド 129(イラン製)
ナイジェリア	2016/2/4	国内	CH-3(彩虹3、中国製)
アゼルバイジャン	2016/4/5	国内(ナゴルノカラバフ)	ハロップ(イスラエル製)
イラク	2016/5/25	国内	CH-4(彩虹4、中国製)
トルコ	2016/12/9	国内	バイラクトル(国産)
アラブ首長国連邦	2018/4/22	イエメン、リビア	翼竜II(中国製)
ロシア	2019/11/1	シリア	オリオン(ロシア製)
フランス	2019/12/21	マリ	MQ-9 リーパー(米国製)

表2及び表3は、以下のデータを基にして著者が作成した。

Peter Bergen, Melissa Salyk-Virk, David Sterman, World of Drones, New America, *Who Has What: Countries with Armed Drones*, <https://www.newamerica.org/international-security/reports/world-drones/who-has-what-countries-with-armed-drones>, and *Who Has What: Countries that have Conducted Drone Strikes*, <https://www.newamerica.org/international-security/reports/world-drones/who-has-what-countries-that-have-conducted-drone-strikes>, accessed at November 13, 2020.

て実戦使用された¹⁶。また、ステルス技術がドローンにも採用され、既にステルス武装ドローンが製造されている¹⁷。

近年、人工知能(Artificial Intelligence, AI)を活用した群知能(各ドローンが自律的に飛行間隔を維持する群制御技術)¹⁸の研究開発も進み、武装ドローンによる群攻撃(swarm attack)も実行可能となった。現在では、有人戦闘機と編隊を構成する忠実なる僚機(loyal wingman)ドローン¹⁹が、各国で研究開発中である。このようなドローンの水平拡散及び垂直拡散により、現在は、第2ドローン時代(the second drone age)²⁰とも称される。

(3) 文民被害の現状

では、対テロ作戦で標的殺害のために武装ドローンが使用された結果、どのような被害が発生したのか。その攻撃状況は、実施政府による具体的な公式発表がなく、民間の国際NGOによる調査資料に依拠せざるを得ない。New Americaの資料によれば、米国による標的殺害状況は、表4【米国によるドローン攻撃状況】が示す通り、米国がパキスタン、イエメン、ソマリア3か国で合計1,039回の攻撃を実施した結果、文民死者数は394人～565人、戦闘員死者数は4,481人～6,276人、死者総数に対する文民犠牲者の割合は5.4%～10.9%となっている。英国のThe Bureau of Investigative Journalism²¹は、2010年から2020年現在までパキスタン、イエメン、ソマリアでの米国によるドロー

ン攻撃及び他の非公然活動の結果として、最少確認攻撃数 968 回、死者総数 4,732-6,825 名、文民死者数 610-1,291 名（8.9%-27.3%）と公表した。

米国による武装ドローン攻撃は、ブッシュ政権、オバマ政権及びトランプ政権の下で継続して実施されてきた。表 5【米国大統領とドローン攻撃の関係性】のように、最も頻繁に当該攻撃を実施したのは、オバマ政権であった。同大統領は、Ⅲ (2) で後述するように、「積極的敵対行為地域（Areas of Active Hostilities）以外の領域での米国対テロ攻撃に関する情報概要」を公式に 2 度発表した²²。最初の概要（大統領就任の 2009 年 1 月 20 日～2015 年 12 月末）は、攻撃回数が 473 回、戦闘員死者数が 2,372~2,581 名、非戦闘員死者数が 64~116 名（2.3%~4.7%）と開示した。後の概要（2016 年の 1 年間）は、攻撃回数が 53 回、戦闘員死者数が 431~441 名、非戦闘員死者数が 1 名（0.2%）と公表した。

このように多数の文民犠牲者を生んだ武装ドローンの標的殺害は、国際法上どのように評価されるのか。文民犠牲者数をどう評価するのか。そして、その殺害が正当化されると当然の如く見なされる戦闘員（Militants）という武装集団構成員の標的殺害も、国際法の実体法及び手続法において、法的制約はないのか。また、武装ドローン攻撃は、積極的敵対行為地域（アフガニスタン、イラク、シリア）及び当該領域以外（パキスタン、イエメン²³、ソマリア）の双方で実施されているが、当該領域の内と外で国際法の適用による法的な相違はあるのか。

2007 年以降、国際連合（国連）人権理事会では、複数の特別報告者が、武装ドローン殺害を国際法上の重要課題として取り上げ、数回にわたり報告書を作成してきた。ごく最近でも、2020 年 8 月に特別報告者アニエス・カラマール（Agnes Callamard）女史が、報告書「標的殺害のための武装ドローンの使用」（カラマール報告）²⁴ を人権理事会に提出した。

表 4【米国によるドローン攻撃状況】

攻撃領域国	攻撃開始時	攻撃回数	文民死者数	不明死者数	戦闘員死者数	死者総数	文民犠牲率*	テロ幹部殺害率*（**）
パキスタン	2004/6/19	414	245-303	211-328	1,910-3,071	2,366-3,702	6.6-12.8%	3.1% (30.6-49.2%)
イエメン	2002/11/3	374	115-149	62-89	1,199-1,535	1,376-1,773	6.5-10.8%	6.0% (6.1-7.8%)
ソマリア	2011/6/23	251	34-113	56-68	1,372-1,670	1,462-1,851	1.8-7.7%	1.9% (0.5-2.3%)
合計		1,039	394-565	329-485	4,481-6,276	5,204-7,326	5.4-10.9%	1.7% (17-23.7%)

* 文民犠牲者率は、死者総数に対する文民死者数の割合を示す。テロ幹部殺害率は、死者総数に対するテロ幹部死者数の割合を示す。（**）は、戦闘員死者数に対する幹部殺害数の割合を示す。

表 5【米国大統領とドローン攻撃の関係性】

米国大統領	任期期間	パキスタン	イエメン	ソマリア	合計
ブッシュ政権	2001~2009 年	48	1	12	61
オバマ政権	2009~2017 年	353	185	48	586
トランプ政権	2017 年~	13	188	191	392
合計		414	374	251	1,039

表 4 及び表 5 は、以下の文献を参照して著者が作成した。Peter Bergen, David Sterman, Melissa Salyk-Virk, "America's Counterterrorism Wars: Tracking the United States' Drone Strikes and Other Operations in Pakistan, Yemen, Somalia, and Libya," (March 30th, 2020), New America,

<https://www.newamerica.org/international-security/reports/americas-counterterrorism-wars/>, accessed at November 3, 2020.

本論考の目的は、国連人権理事会に提出された従来の報告書や最新のカラマール報告を基に（表6【米国による武装ドローンの標的殺害系譜】参照）、当該課題が、国際法上、どのように議論されてきたのか、論点を整理し、その法的評価を試みることである。

表6【米国による武装ドローンの標的殺害系譜】

米国大統領	年月日	ドローン関連事項・ドローン使用事例	国連総会・人権理事会の動き
ブッシュ(父) (1989-1993)		湾岸戦争(1991) ボスニア紛争(1994)、コソボ紛争(1999) 偵察・諜報型ドローンの活用	
クリントン (1993-2001)	2000/9/7	偵察型プレデターがアフガン上空を初飛行	
ブッシュ(子) (2001-2009)	2001/9/11	アルカイダの同時多発テロ	
	/10/7-	米国が「対テロ戦争」開始、武装プレデターを実戦初投入 (11月に武装ドローンの初攻撃)	
オバマ (2009-2017)	2007/3/12		アルストン報告 A/IIRC/4/20/Add.1
	2009/5/28		アルストン報告 A/IIRC/11/2/Add.5
	/10/27		国連総会第3委でのアルストン発言
	2010/5/28		アルストン報告「標的殺害研究」 A/IIRC/14/24/Add.6
	/8/23		アルストン暫定報告 A/65/321
	2011/5/2	パキスタンで米特殊部隊がオサマ・ビン・ラディン殺害	
	2013/5/23	オバマの新ドローン政策（大統領政策指針）	
	/9/13		ヘインズ報告 A/68/382
	/9/18		エマーソン暫定報告 A/68/389
	/10/5	リビア・ソマリアでのテロ容疑者同時捕獲作戦	
	/11/1	パキスタンでメスード司令官をドローン攻撃で殺害	
	/12/18		国連総会決議 68/178
	2014/2/25	欧州議会決議 2014/2567	
	/3/11		エマーソン報告 A/HRC/25/59
	/4/1		ヘインズ報告 A/HRC/26/36
	/3/28		人権理事会決議 25/22
	/9/22		武装ドローン専門家対話パネル
	2015/2/17	軍用無人航空システムに関する米国輸出政策公表	
	/3/26		人権理事会決議 28/3
	2016/7/1	米国行政命令 13732、対テロ攻撃情報概要の公表	
/10/28	武装ドローンの輸出・使用に関する共同宣言（53か国）		
/12/5	オバマ大統領覚書 米国の軍事力行使指針の法・政策枠組み報告書		
2017/1/19	対テロ攻撃情報概要公表		
トランプ (2017-2021)	/3	南部ソマリアとイエメン3州を積極的敵対行為地域指定	
	/7/13		人権理事会決議 35/34
	/10	トランプ大統領の新ドローン政策（大統領政策指針）	
	2018/1/30		国連総会決議 72/180
	/4/19	無人航空システム輸出に関する米国新政策	
	2019/3/6	米国行政命令 13862 で対テロ攻撃情報の報告義務解除	
	/9/14	イエメン・フーシ派がドローン攻撃でサウジ石油施設破壊	
	2020/1/3	イラク・バグダッド空港付近でドローン攻撃によりイラン革命防衛隊ソレイマニ司令官殺害	
/8/15		カラマール報告「標的殺害のための武装ドローンの使用」 A/IIRC/44/38	

この表は、著者が作成した。

II. 2020年以前の国連人権理事会報告書

(I) アルストン報告

アルストンは、国連人権理事会の司法外・略式・恣意的処刑の特別報告者として、2007年の報告書²⁵で、人権の「生命に対する権利（Right to Life、以下、生命権と略す）」の侵害項目の1つに「国家の治安部隊、準軍事集団、暗殺部隊、又は、国家と協力し若しくは黙認されたその他の私兵隊による攻撃又は殺害」を含めた。すなわち、すべての人間は、生命権を有し、恣意的にその生命を奪われない（1966年の自由権規約6条）。テロ容疑者を含む何人も公正な裁判を受ける権利があり、法の適正手続に従うことなく、司法外、略式又は恣意的な法執行（処刑）は許されない（同14条）。彼は、そのような法的考察の下で米国CIAによる武装ドローン攻撃の3事例を取り上げ、それらの国際法上の根拠などを米国に問い質した²⁶。

2008年6月に米国を現地調査して作成した報告書でも、「標的殺害：法的枠組み及び標的化の選択に関する透明性の欠如」の箇所で、武装ドローン攻撃を取り上げ、「標的殺害における透明性の向上」のために次のように勧告した²⁷。①米国は、標的殺害を規律すると考える国際法規則を説明すること、②米国は、特定の個人を捕獲するのではなく、殺害する決定の根拠及び殺害実施領域国の同意の有無を明らかにすること、③もしあれば、ドローン殺害前に当該攻撃の国際法遵守を確保するための手続的な保証措置、当該殺害後にそれに関する正確な法的・事実に分析を確保するための措置、そして、もしそれらがなくとも、救済措置を明らかにすること、であった。加えて、ドローン攻撃の結果として巻き添えで殺害された文民の人数及び当該被害を防止するための実施措置を公表すべきと米国政府に要請した。

彼は、2009年10月27日の国連総会第3委員会でも、次のように意見表明した。米国によるドローン標的執行²⁸の評価は、特定の個人が標的とされる法的根拠、すなわち、国際人道法の諸原則（区別、比例、必要、予防）の遵守を確保するために取られた措置や実際に遵守を評価するために遡及的に取られた措置に関する情報に照らしてしか判断できない。もし米国が当該質問に答えようとしなければ、米国は、国際法違反である無差別殺害を実施していると益々見なされるだろう²⁹、と。

2010年5月に、アルストンは、上記の報告書を踏まえた上で、「標的殺害の研究」³⁰と題する詳細な報告書を纏めた。その中で、彼は、対テロ作戦としての標的殺害という手法と武装ドローンという新手段の結合により、適用可能な国際法の枠組み（人権法、戦争法、国家間の武力行使法³¹）の境界線が曖昧になり、武力行使の許容範囲が拡張していると指摘した³²。上記の指摘に加えて、巻き添えによる文民被害を回避するために、人権高等弁務官に、文民による「敵対的行為への直接参加」³³の定義を作成するように要請した³⁴。武力紛争内及び武力紛争外で適用可能な国際人権法に関して、国家は、殺害の許容可能な対象を報復や処罰でなく急迫した殺害の防止に限定すること、そして、実行

可能な場合に捕獲・無力化の非致死的な戦術を実施することを明示すべきと勧告した。武力紛争に適用可能な国際人道法に関しても、国家の軍隊やエージェントが⁸、標的の適法性を検証する上で信用できる情報を入手するために、利用可能な情報源すべて（人的情報の諜報活動や偵察衛星からの映像情報の監視活動³⁵）を活用すべきと提言した。

同年8月に国連総会加盟国に送達された彼の暫定報告書³⁶は、前述の報告書で勧告した標的殺害の透明性や説明責任を米国は実質的に回答しようとはせず、イスラエルとロシアはそれを無視していると警告した。特に、米国のCIA及び特殊作戦部隊（Task Force 373, TF-373）による非公然（covert）任務³⁷の透明性・説明責任を追及した。彼は、米国の考える国家機密の暴露に該当しない透明性・説明責任の最低限度の要件として、誰が標的殺害の対象者となるかという法的基準の開示、何時・何処で当該殺害が許容されるかという法的正当化事由、その殺害が合法であるために実施する予防措置、違法な文民殺害が発生した場合の追跡調査を要請した。

(2) ヘインズ報告

アルストンの後任として司法外・略式・恣意的処刑の特別報告者に指名されたクリストフ・ヘインズ（Christof Heyns）が纏めた報告書³⁸が、2013年9月に国連総会に提出された。本報告書は、ドローン攻撃に関して同時期に国連総会に提出された後述のエマーソン報告（A/68/389）と対をなす³⁹ものと位置付けられた。ヘインズ報告は、主としてドローン攻撃の国際法的根拠に焦点を当てたのに対して、エマーソン報告は、国際法的根拠とともに、当該攻撃の事実調査に主眼を置いた。

ヘインズの議論の出発点は、ドローン自体は違法な兵器ではないとの幅広い合意はあるが、武力行使を規律する国際法規則がドローンにどのように適用されるかについて合意が欠如し、武装ドローンは容易に濫用される危険性があるという点である⁴⁰。先ず、武装ドローンの使用事態を武力紛争事態（国際武力紛争及び国家と非国際武力紛争）とそれ以外の事態に区分する。前者には国際人道法とその補完物としての国際人権法が適用され⁴¹、後者には専ら国際人権法が適用される⁴²。至高の人権である生命権に関連して、「法執行官による力及び火器の使用に関する基本原則」⁴³の第9原則を引用して、致死性火器は、生命を保護するために厳格に不可避的な場合にしか故意に使用してはならないと指摘する⁴⁴。

ドローン攻撃が実施される外国（領域国）の主権に関して⁴⁵、領域国の同意は、事前に且つ自由になされ、公開の必要はないが、推定ではなく、明白に確立されなければならないと指摘する⁴⁶。

自衛権行使に関して、その目的は、報復的や処罰的ではなく、攻撃の停止や撃退である。加えて、国家は、敵が長期にわたる脅威を及ぼさないように徹底的に壊滅するまで自衛権行使の権限が付与されているわけではないという⁴⁷。また、国家が外国領域で武装集団に対して自衛権を行使することが許容されるのは、当該領域国が武装集団の武力活動を抑制する能力や意思がない場合のみであるとの

議論がある。その議論に対して、それは、自衛権の必要性に由来するものであって、武力行使の独立した正当化事由には該当しないと反論する。自衛行動国は、武装集団の存在する領域国がそれを規制する能力や意思がないか否かを決定する際に、自衛の必要性を確立するために、自衛行為の開始前に当該領域国に武装集団の抑制行動を要請するよう要求されると解釈する⁴⁸。

結論として、ヘインズは、国家が潜在的脅威に対抗するためにドローンを使用して地球規模の取締り任務を行使しているが、国内の取締り手段（捕獲など）が利用されず、その代わりに戦争法のより許容的な標的化枠組みが使用されることで、生命の保護が危険に晒されていると警告した⁴⁹。2014年4月の報告書⁵⁰では、人権理事会が武装ドローンへの国際法の適用方法を明らかにし、国際法の基本的解釈を示すべきであると勧告した。

(3) エマーソン報告

国連人権理事会のテロリズムに対抗する際の人権・基本的自由の促進・保護に関する特別報告者のベン・エマーソン（Ben Emmerson）が纏めた報告書⁵¹が、2013年9月に国連総会に提出された。暫定的と位置付けられた本報告書は、2013年1月から開始した33の事例調査を基に、領域外での致死性対テロ作戦での武装ドローンの使用からの不均衡な文民被害疑惑を判断し、独立・公平な調査をする国家義務を勧告することを目的とした⁵²。エマーソンは、「標的殺害」という用語が適用される法体系により意味や重要性が異なるので、報告書はその用語を使用していない。というのも、武力紛争事態では、国際人道法上、個別的な軍事標的の事前確認リストの採択は不法ではないが、他方、非武力紛争事態では、国際人権法上、致死力の行使が唯一の目的とする対テロ作戦はほぼ禁止されているからである。特に、彼は武装ドローンの使用事態（武力紛争事態内かそれ以外か）を重視する⁵³。

エマーソンは、領域国別（アフガニスタン、パキスタン、イエメン、リビア、イラク、ソマリア、ガザ地区）の文民被害状況⁵⁴に言及した後に、文民被害を評価する上での最大の障害は透明性の欠如であると主張した⁵⁵。例えば、米国は、CIAや統合特殊作戦コマンドの特殊部隊が、作戦自体を肯定も否定もしない国家機密の非公然型作戦を実施していると指摘した。イスラエルもガザ地区での対テロ作戦でのドローンの役割を公に説明していないと非難した。

ドローン攻撃の領域国に関して、イエメン政府は、米国が事例ごとに事前合意を要請してくると回答した⁵⁶。パキスタンは、軍や諜報機関レベルでの米国との協力関係からドローン攻撃を黙認した形跡もある。しかし、パキスタンは、両院議会による2012年の外国軍交戦条件改正指針により、法的に口頭同意を認めず、政府の関係省庁や議会を介する正規手続でなければ、同意と認めないと決定した。それ故、同国の連邦直轄部族地域（Federal Administered Tribal Areas, FATA）での米国による武装ドローンの継続的使用を、国際法上の自衛原則で正当化されなければ、同国の主権侵害と見なした⁵⁷。

エマーソンは、国際法解釈の論点として、先ず、非国際武力紛争の地理的範囲⁵⁸を挙げた。米国は、

アルカイダと非国際武力紛争に関与していると考えているが、国際人道法の明確な地理的適用範囲を認識していないように思えると指摘する。他方、国境を越えて行動する非国家武装集団と非国際武力紛争に従事している場合、従来のような戦場 (traditional battlefield) は存在しないとの米国擁護の反対意見も併記する。次に、国際人道法上の標的化規則に関して、ICRC は、文民が武装集団の構成員として見なされるには、敵対行為に直接参加したその時だけ (for such time) 攻撃対象となるという継続的戦闘任務 (continuous combat function) 基準⁵⁹を満たさなければならず、そうでなければ、標的にはならないという。他方、米軍法務官の見解によれば、武装集団の構成員は、集団内での特定個人の任務に関係なく、常に正当な標的であり、継続的任務基準は非現実的で適用不可能との反対意見も併記する⁶⁰。

最後に⁶¹、武装ドローンは、国際人道法原則を厳格に遵守して使用されていれば、武力紛争での文民被害のリスクを軽減できる。武力紛争での文民被害の事例があれば、国家は迅速、独立、公平な事実調査の実施及びその詳細な情報公開をする義務があると結論付けた。そして、国連加盟国に国際法上の論点について諸国家間の合意を得るための協議を行うとともに、米国に法的・事実的な問題の立場を明確にすること、可能な限り致死的な域外対テロ作戦の機密指定を解除すること、武装ドローンによる文民被害のデータ及び当該評価方法の情報を公開することを勧告した。

2014年のエマーソン報告⁶²は、前述の報告書の提出以降の展開を踏まえて、後述の国連総会決議68/178や欧州議会決議2014/2567⁶³に言及するとともに、37の攻撃事例を審査した⁶⁴。そして、国際法上の論点整理として、次の8点を挙げた⁶⁵。(a) 国際法の自衛原則上、国家は、攻撃の直接的脅威を及ぼす非国家武装集団に対して他国領域で同意のない致死性対テロ作戦を、武装集団と領域国が作戦上関係ないとしても、実施できるのか、(b) 国際法の自衛原則上、国家が自国への急迫した危険ありと判断すれば、他国の同意なく、他国領域に居る武装集団に先制的 (pre-emptive) 軍事行動が取れるのか、(c) 国家が、非国際武力紛争として国境を超えて活動する非国家武装集団と交戦できるとすれば、それは、非国際武力紛争が領域的制限なく存在することを意味するのか、(d) 国際人道法は、非交戦国にしながら敵対行為に直接参加する者を標的化することを許容するのか、許容するとすれば、どのような状況なのか、(e) アルカイダやその連携組織による武力攻撃の様式や頻度は、国際人道法上、武力紛争の組織化や烈度の基準を満たしているのか、(f) 武装集団の構成員か否かを決定するICRCの継続的戦闘任務基準は慣習国際法を反映しているのか、(g) 敵対行為への参加者は、積極的関与の停止期間中、標的とならないのか、(h) 非国際武力紛争では、国際人道法上、実行可能な場合に、正当な軍事標的を殺害ではなく捕獲する義務が何時どのような状況で発生するのか。

最後に、エマーソンは、人権理事会に適切な決議の採択と第27会期に当該問題に関する専門家パネルの招集を勧告した⁶⁶。

Ⅲ. 国連内外の反応

(1) 国連内の動向

国連では、国連総会決議 68/178（2013年12月18日採択）⁶⁷が、「遠隔操縦航空機の使用を含む」対テロ措置が、国連憲章、人権法及び国際人道法、特に区別原則や比例原則を含む国際法の義務に従うよう確保することを各国に奨励した。人権理事会決議 25/22（2014年3月28日採択）⁶⁸も、エマーソン報告（A/68/389とA/HRC/25/59）を踏まえて、同様に、ドローン攻撃などの対テロ措置が国際法（国連憲章、国際人権法並びに国際人道法）上の義務の遵守を確保するように各国に要請した。加えて、武装ドローンの使用に関する記録の透明性の確保を要請するとともに、当該問題の専門家対話パネルの開催を決定した。

武装ドローン使用に関する専門家対話パネルは、エマーソン報告（A/HRC/25/59）の提起する問題に回答すべく2014年9月22日に開催された。当該パネル⁶⁹は、国連人権副高等弁務官の指摘する3点（①武装ドローン使用に適用可能な法的枠組み、②ドローン使用攻撃の人権への影響、③透明性と説明責任）を議題として討論した⁷⁰。

第1に、武装ドローンの標的殺害問題と人権理事会のマンデート（委任事項）との関連性の疑義に、パネリスト全員が、当該事項が主として生命権に関連し、人権理事会の範囲内であると反論した⁷¹。その上で、彼らによれば、法的枠組みとして、国際人権法は常に適用可能であり、武力紛争以外の事態では、主要でしばしば排他的な法源である。武力紛争事態⁷²でも、国際人権法は適用可能であり、生命権は国際人道法のレンズを通して解釈される⁷³。武力紛争事態は、国際人権法と国際人道法が両方適用され、部分的に重複するのであり、一方を選択する問題ではないという⁷⁴。

そして、生命権は、生命の恣意的な剥奪禁止を含み、生命権侵害の疑いがある場合、国家は、迅速・独立・公平な調査を実施し、その結果を公開する義務があるという⁷⁵。

第2に、ドローン攻撃による個人や住民社会の人権への影響として、平和的集会の権利、教育権、宗教の自由、労働権、健康の権利などが侵害されている。また、テロ容疑者にも適正な手続の権利、公平な裁判を受ける権利、無罪推定などが尊重されるべきであるという⁷⁶。

第3に、多数の参加者は、透明性の欠如は説明責任の空白を生み、犠牲者の効果的な救済の道を閉ざすことになると主張した⁷⁷。更に、エマーソンは、本質上、作戦の存在を肯定も否定もできない秘密の諜報機関に戦闘方法を委任することで必然的に説明責任や透明性の義務が阻止され、国家が攻撃後の調査結果を公表できないと指摘した⁷⁸。

パネルの最後で、武装ドローンの法的分析の出発点は、現行国際法、特に、生命の恣意的な剥奪の禁止とすべきである。現行の国際法的枠組みは充分であり、ドローンの使用に適合させる必要はなく、むしろ、武装ドローンの使用が国際法に従わなければならないと結論付けた⁷⁹。しかし、パネル後の

2015年3月に採択された人権理事会決議28/3⁸⁰はトーンダウンして、単にパネルの開催を歓迎し、人権関連機関に武装ドローンの使用の結果としての国際法侵害に注意を払うよう要請するだけであった。

(2) 米国のドローン政策

米国のドローン政策に変化が見られた。米国は、2001年以降、武装ドローンの標的殺害を非公然活動の一環として実施してきた関係上、当該活動の成果・被害状況やその法的根拠を十分説明してこなかった。そのために当該状況の透明性や説明責任を糾問されてきたオバマ大統領は、2013年5月に、米国及び積極的敵対行為地域以外での新ドローン政策を発表した⁸¹。概要は、次の通りである。①情報収集やテロ計画の粉碎のためにも捕獲優先：テロ容疑者を捕獲することが実行可能な時には、致死力を行使しない、②致死力行使の制限：捕獲が実行不可能で、脅威対処に合理的な他の選択肢がない場合のみ、米国民への攻撃を防止又は停止するためにのみ致死力を行使する、③特に、積極的敵対行為地域外での致死力の行使基準として、(i)致死力行使の法的根拠がある、(ii)米国民に継続的に急迫した脅威（continuing, imminent threat）を及ぼす標的にのみ致死力を行使する、(iii)致死力行使前の5つの手続基準：ほぼ確実にテロリスト標的が存在すること、ほぼ確実に1人の非戦闘員も殺傷しないこと、作戦時に捕獲が実行不可能であるとの査定、作戦領域国政府が米国人への脅威に対して効果的対処の能力や意思を有しないとの査定、米国人への脅威に効果的に対処するための合理的な他の選択肢がないとの査定、である。

更に、2016年7月に、同大統領は、行政命令13732「米国の武力行使作戦での文民被害に対処するための攻撃前後措置に関する政策」⁸²に署名した。当該命令第3項は、国家情報長官（Director of National Intelligence）に2016年1月1日～同年12月31日までに積極的敵対行為地域以外でテロリスト標的に米国政府が実施した攻撃回数、当該攻撃からの戦闘員及び非戦闘員の犠牲者数の情報に関する非機密の要約を2017年5月1日までに公表すること、そして、毎年5月1日までに当該情報の報告書を公表することを義務付けた。実際、同大統領は、行政命令13732の署名時及び2017年1月にドローン攻撃の概要を公表した⁸³。公開情報が機密情報の要約なので、十分とは言えないが、米国は標的殺害の透明性向上のために一歩踏み出したと言える。

オバマ大統領は、軍事作戦の透明性を高めるために、2016年12月に大統領覚書（Presidential Memorandum）⁸⁴により作成を命じた『米国の軍事力行使及び関連の国家安全保障作戦の指針となる法・政策枠組みに関する報告書』⁸⁵を公表した。本報告書は、武装ドローンの標的殺害を含めて、米国の軍事力行使の国際法的根拠（自衛権、同意）、具体的な重要戦域の状況及び敵対行為に関する法・政策枠組み（標的化、捕獲など）を含む、従来欠如していた説明責任を果たそうとする米国の軍事活動全般に関する法・政策解説書である。

同報告書によれば、自衛権に関して、米国は、非国家主体に対して個別的及び集団的自衛権行使が可能であり、現実の武力攻撃だけでなく、特に、攻撃予定の場所や攻撃の詳細な特性の証拠がない場合でも、武力攻撃が急迫しているとの結論に合理的・客観的根拠があれば、急迫した攻撃への対応も自衛権行使が可能である。「急迫した (imminent)」攻撃の伝統的概念は、テロ組織の現代的能力、技術及び技術革新に照らして理解されなければならない⁸⁶。また、他国領域に位置する非国家団体への自衛権行使について⁸⁷、領域国の「能力なし・意思なし (unable or unwilling)」基準が満たされていれば、領域国の同意がなくとも自衛権行使が可能である。例えば、「能力なし」事例として、国家が領域の一部を実効支配していない場合であり、「意思なし」事例として、テロ組織と共謀し又は匿っている場合を例示する。

具体的な重要戦域での対テロ作戦⁸⁸は、アフガニスタンでは、自衛により開始し、現在は、二国間安全保障協定及び同国の同意に基づく。イラクでの米軍は、同国の要請と同意により、イラク内のISILと交戦している。シリアでの米軍は、イラクとの集団的自衛及び米国の自衛によりシリア内のISILと交戦している。ソマリアでは、同国の同意と米国の自衛促進に依拠する。リビアでも、国民合意政府 (Government of National Accord, GNA) の同意と米国の自衛促進に根拠付ける。イエメンでは、同国の同意と米国の自衛促進により、アラビア半島のアルカイダ (Al-Qaeda in the Arabian Peninsula, AQAP) と交戦している。このように、米国は、すべて領域国の同意と自衛権に根拠づけながら領域外対テロ作戦を実施していると説明する。

標的化 (targeting) に関して⁸⁹、1943年の山本五十六搭乗機撃墜事件⁹⁰を例に挙げ、武力紛争法上個人を標的化することが可能であり、不法な殺害の暗殺とは異なるという。標的化と偶発的文民被害に関する米国の政策は、2013年のPPGを再録している⁹¹。当該基準は政策であり、武力紛争法が求める以上に文民保護の実行となっていると説明する。このように、本報告書は、国際人権法からの議論が全く見られず、専ら、平時の武力行使法及び戦時の国際人道法に基づき軍事活動を解説している。

2017年1月に政権に就いたトランプ大統領は、同年3月に南部ソマリアとイエメン3州を積極的敵対行為地域に指定したと報道された⁹²。これは、同地域へのオバマ政権のPPGの適用を除外することで、軍事作戦上の規制を通常の戦場での規則 (武力紛争法) に緩和したことを意味する。同年10月にトランプ大統領は、2013年のオバマ政権のPPGを新たなものに取り換え、オバマ政権時のドローン政策を緩和したと報道された⁹³。報道⁹⁴によれば、それは、①標的殺害の前の米国民に対する「継続的に急迫した」脅威要件を排除し、軍幹部から一般兵士に標的を拡大すること、②ドローン攻撃はもはや上級審査を経ないで実施できることである。2019年3月に、トランプ大統領は、行政命令13862により、オバマ大統領の行政命令13732を取り消した。それ以降、標的殺害情報は公表されなくなった。このように、トランプ大統領は、制限的で透明性を高める前政権のドローン政策を緩和的で不透明なドローン政策へと大幅に後退させたと言える。

IV. 2020年の国連人権理事会報告書（カラマール報告）

2016年8月に司法外・略式・恣意的処刑の特別報告者に指名されたカラマールは、2020年に『標的殺害のための武装ドローンの使用』⁹⁵を人権理事会に提出した。本報告の目的は、2013年のヘインズ報告から7年が経ち「第2ドローン時代」に入った現在、武装ドローンの事実状況を踏まえて、ドローン使用の国際法的根拠及びその使用規制や標的殺害対処メカニズムを確認することであった⁹⁶。

(1) 包括的見解

彼女は、包括的見解をドローン神話から始める。ドローンの詳細な情報収集により攻撃の精密度が高まり、付随的被害はほとんど発生しないとの論調がある。それに対して、情報収集の在り方や複雑な協働作業により、誤用ではないとしても、ドローンへの不完全な指示の伝達やヒューマン・エラーの潜在的危険性が通常の認識以上に高いと反論し、その危険性を注意喚起する⁹⁷。標的基準⁹⁸に関しても、特定対象への個人攻撃（personality strikes）及びテロリストに付随する特徴や年齢・性別といったメタデータによる特性攻撃（signature strikes）が、情報の提供者や分析者の複雑な連絡網及び推論的な情報に依拠している事実から、錯誤は不可避であるという。そのため、ドローンの誤射・誤爆による文民の殺害だけでなくその傷害も増加し、更に、ドローン監視下の日常生活での住民の恐怖心（心理的被害）も発生していると武装ドローン危害の拡散を指摘する⁹⁹。

また、ドローン作戦の公式発表がないので、以前の特別報告者と同様に、国際人道法・国際人権法の侵害調査や責任者処罰の国際義務が果たされていないと懸念する¹⁰⁰。武装ドローンによる文民被害に関する透明性や説明責任の欠如は、トランプ大統領の行政命令13862に見られるように、法の抜け穴である¹⁰¹。その抜け穴を防ぐために、国家による国内外での致死力行使を監視・審査する効果的な議会及び司法メカニズムの確立が必要であると提唱する¹⁰²。

(2) 国際法の枠組み

国際法の枠組みに関して、以前の特別報告者と同様に、国家間の武力行使法（*jus ad bellum*）、国際人道法（*jus in bello*）及び国際人権法が挙げられた。*jus ad bellum*の国連憲章51条（自衛）の下で攻撃が合法だとしても、国際人道法や国際人権法での違法性を阻却するわけではないことが確認された¹⁰³。国際人道法と国際人権法の補完関係は、従来、特別法（*lex specialis*）^{レクス スペキアリス}理論が適用され、両者の適用が異なる結果に至る場合、殺害の合法性は人道法の基準・審査に従い評価されてきた¹⁰⁴。しかし、カラマールは、特別法理論が紛らわしいと批判し、1996年以降に国際司法裁判所（International Court of Justice, ICJ）が方向転換したように、「国際人道法と国際人権法が双方とも考慮される必要がある¹⁰⁵」と述べた。最終的に、特別法は、第三国領域での武装ドローンの標的殺害に適用される場合、その援用が制

限されると主張する¹⁰⁶。その補強材料として、ICRCの見解¹⁰⁷が引用された。

カラマールは、当該標的殺害に対して、1969年の条約法条約31条3項cに由来する体系的統合アプローチ (systemic integration approach)¹⁰⁸の適用を提示した。本アプローチは、人道法だけでなく、人権条約上の義務、領土権、軍事活動の範囲や国家活動全般を考慮する。例えば、それにより、敵対行為に直接参加するテロリストを捕獲できる場合に、そうすることで標的の生命権の尊重が最もよく確保できることになるという¹⁰⁹。

そして、ドローン使用の状況区分 (国際武力紛争か、非国際武力紛争か、武力紛争以外か) が不明確な場合での標的殺害の合法性は、2つの手法で評価できると唱える¹¹⁰。1つは、人道法上の標的殺害の適法性 (lawfulness) を、人権原則を参照しつつ評価する手法である。もう1つは、双方の法体系の下で事態を評価した上で、人権体制に固有の追加的な制約が、文脈上それが許容されて適用されるべきか否かを決定する手法である。このような文脈的・状況的な分析により、致死力の行使は必要でなく、不均衡な危害を惹起しそうであり又は実行可能な予防措置で合理的に回避できそうな場合には、それは正当化されないことになる¹¹¹。

(3) 自衛法

自衛法 (Law of self-defence) に関して、カラマールは、国際判例や国家実行上、自衛権は現実の武力攻撃に対してだけでなく、攻撃の脅威が急迫し圧倒的で他の選択手段や考慮する時間の余地がない場合に、制限的な先制 (pre-emptive) 自衛が許容されると解説する¹¹²。しかし、少数の有力国が、過去20年間で対テロ戦争の文脈で当該認識の拡大解釈を追い求めてきたという¹¹³。それにより、①時制的歪み (非国家団体による攻撃計画の確証が十分でない脅威にまで先制自衛を援用する¹¹⁴)、②地理的歪み¹¹⁵ (非国家団体の位置する領域国を含む如何なる地域でも、当該集団に武力を行使する) 及び③主権原則の歪み (武装集団の他国への脅威に対処する能力と意思のない領域国内に居る当該集団に、領域国の同意なく、軍事作戦の実施を許容する) が生じている¹¹⁶。

特に、彼女は、ICJパレスチナ壁建設事件 (2004年7月9日の勧告的意見)¹¹⁷とコンゴ領域軍事活動事件¹¹⁸を引用しつつ、武装集団の行動が領域国に帰属する場合にしか他国領域内の武装集団への自衛権は正当化できないと主張した¹¹⁹。そして、国家 (米国) が他国領域 (イラク) で別の国家当局者 (軍当局者) に初めて自衛権行使を援用したソレイマニ司令官殺害事件を取り上げた。米国の武力行使は、イラクの事前同意がないので、イラクの領土保全を侵害し、更に、急迫した脅威の証拠もなく、過去の事案に基づく報復か復讐として *jus ad bellum* の下で不法 (自衛権の否定) と認定した¹²⁰。

(4) 諸国家の沈黙とその含意

彼女は、ドローン使用の標的殺害は、その多くが自由権規約6条 (生命権) 下での恣意的な殺害であ

るか又は *jus ad bellum* 違反であり、中には、付随的損害を伴い、国際人道法違反の場合もあると考える。しかし、現在、国際取締りメカニズム（著者注一國連）は、当該事例に対応できず、透明性や説明責任が追及できていない¹²¹。更に、ドローン標的殺害の正当化のために国連憲章 51 条¹²²を援用する国は、ぞんざいな報告でなく、外的脅威の急迫性や対応措置の比例性に関する証拠を含む詳細な正当化事由を提示することが道理に適うが、諸国家はそのような証拠をほとんど提示しないという¹²³。「国際法と武力紛争に関するハーバード・ロースクール・プログラム」の研究成果¹²⁴を基に、報告の貧弱な内容とともに、日常業務として当該報告の提出が加盟国に通知されないことが真相究明の問題を悪化させているという¹²⁵。報告を受ける安保理も、51 条関連報告のせいぜい 10 分の 1 にしか対応せず、対応した場合でも、法律用語法ではなく、政治指向的な言葉使いで表現しているという¹²⁶。

多くの加盟国も、ドローン使用時を含む、先制自衛の事例に沈黙している。カラマールは、国家や国際機関（例えば、安保理）の沈黙は黙認を意味しないと断言し、その含意を詳述する¹²⁷。沈黙は、黙示の合意を意味するか反対を示唆するのか、状況によりその意味が異なる。国家の沈黙により、強行規範（*jus cogens*）の武力不行使か例外である自衛のどちらかの内容が変更できると主張する場合、例外の武力行使を拡大する見解を擁護することは困難である。また、諸国家が憲章 51 条による報告の提出を知らされていない状況での沈黙は、純粋な信念の証拠であると見なし得ないという¹²⁸。

沈黙だけでは、ある立場の受容を構成しないとの強い推定があるにもかかわらず、彼女は、沈黙の危険性に警鐘を鳴らす。というのも、多くの沈黙は、武力行使の拡大を試みる少数の声を増幅させる不幸な効果があり、行動開始国に間違った解釈に道を開き、更に、不法な殺害に見て見ぬ振りをすることになる。現在、武装ドローンの標的殺害について安保理も国際社会も沈黙しているが、それは受け入れがたいという¹²⁹。

最後に、カラマールは、次のように勧告した¹³⁰。国際人権法は、国際人道法を補完して引き続き武力紛争に適用されるべきである。攻撃や殺害の合法性の評価は、両法体系（国際人道法と国際人権法）を体系的統合アプローチで考察し、文脈・状況に合った分析を行うべきである。武装ドローン使用国は、憲章 51 条を援用する場合に、進行中又は急迫した攻撃の証拠や対応措置の比例性に関する情報を含む詳細な正当化事由を提示すべきである。武装ドローンを使用する武装集団に対しても、国際法上の恣意的な殺害禁止の尊重を含む国際人権法及び国際人道法に従うべきである、と。

V. まとめに代えて—国際法の論点整理と今後の展望

アルストン、ヘインズ及びカラマールは、国連人権理事会での司法外・略式・恣意的処刑の特別報告者の立場から、武装ドローンの標的殺害を喫緊の課題として取り上げた。換言すれば、捕獲の選択肢を当初から放棄したように見える武装ドローンの標的殺害はテロリストの略式処刑であり、生命権

の侵害に該当するのではないかと疑念を有していた。やむを得ないテロリスト殺害の場合でも、戦闘行為としての武力行使ではなく、テロリスト以外の波及効果（＝付随的な文民被害の発生）を前提としない致死力行使の法執行過程の観点からも、その違法性を強く意識しつつ、当該事象を分析した。

他方、エマーソンは、対テロ作戦中の人権保護に関する特別報告者として、対テロ作戦での武装ドローン使用から発生する不均衡な文民被害を調査することを目的に報告書を作成した。これは、国際人道法上の比例原則に基づき当該作戦での「不均衡な」文民被害を糾弾する一方で、「均衡する」文民被害を甘受する余地を残しているとも解釈できる。「対テロ作戦中の人権保護」という国連総会決議 68/178 も、「国際法に従った対テロ作戦での武装ドローンの使用」という国連人権理事会決議 25/22 も、武装ドローンが対テロ作戦に組み込まれている現実を前提に、その使用方法を国際法に従わせるように採択された。これらの特別報告者は、国際人権法を基盤に国連人権理事会の枠内で議論しているとはいえ、前者は国際人権法に、後者は国際人道法に、若干、重点を置いている。それらの特徴を踏まえて、以下、国際法上の3つの論点整理（自衛権、国際人権法と国際人道法、具体的論点の捕獲と文民被害）を試みる。

(1) 自衛権の適用

自衛権行使国の報告義務に関して、カラマールが憲章 51 条の報告義務に着目し、当該国家に自衛権行使に関連する詳細な情報を提供するように提唱した。それは、武装ドローンの標的殺害の透明性・説明責任を向上させる趣旨であろう。それが望ましいことは言うまでもないが、報告の内容も様式も、51 条に規定がなく、各国の自発的で積極的な履行を期待するほかない。むしろ、当該報告の不履行は、ICJ ニカラグア事件（1986 年 6 月 27 日本案判決）¹³¹ が示すように、国家が自衛で行動していることを確信しているか否かを示す要素の 1 つである。更に、それは、国家が報告要件に従わない場合、自衛権の援用が排除されることも意味するという¹³²。この法解釈では、自衛権行使国が、国連内で自衛権を援用するために、報告義務を履行せざるを得ない。そうなれば、当該国家は、非公然型ではなく、公然型軍事作戦を選択するに至り、軍事作戦の透明性も間接的に高まるであろう。先ずは、自衛に関する報告義務の徹底化が先決問題である。そして、常任理事国の拒否権で安保理決議が採択されないとしても、安保理は、透明性や説明責任を迫るために、当該事案を議題に取り上げ、事実関係を議論し確認する場である自覚が強く求められる。

非国家団体による武力攻撃に関して、彼女は、パレスチナ壁建設事件やコンゴ領域軍事活動事件を基に、武装集団の行動を領域国に帰属できなければ、その領域国での武装集団への自衛権は行使できないと主張した。しかし、前者の事件では、ICJ は、国家間での武力攻撃の場合だけを考察したが、国家に帰属しない非国家団体による武力攻撃に対して憲章 51 条が適用されるかを検討しなかった。ヒギンズ判事やバーゲンソール判事は、国家の帰属しない武装集団への自衛権行使を容認する姿勢を

見せた¹³³。後者の事件でも、国家に帰属しない非国家団体に対する自衛権行使の可能性を検討しなかった。コイマンス判事やシンマ判事は、領域国に帰属しない武装集団による武力攻撃が存在することを認めた¹³⁴。むしろ、2001年の9.11同時多発テロ事件以降の国家実行により、憲章51条の自衛権がテロ集団による大規模で相当深刻な攻撃に対しても許容される¹³⁵との学説が有力である。

武装集団が位置する領域国での軍事作戦に関して、領域国の同意があれば、軍事作戦の主権侵害・違法性は阻却される¹³⁶。その場合、ヘインズも指摘するように¹³⁷、公開の必要はないが、黙認ではなく、明確な同意の確立が必要である。国内政治上、同意が公開されない場合もあり¹³⁸、武装ドローンの越境攻撃が主権侵害と即断するのではなく、当該領域国政府の発言その他の対応を多面的に分析した上で、慎重にその法的評価を下す必要がある。

これらを基に、カラマールの指摘する地理的歪みと主権原則の歪みを考える。エマーソンがイエメン政府の事例で確認したように¹³⁹、自衛権行使国は、事前に同意を要請すると同時に、能力なし・意思なし基準を満たす領域国に軍事作戦を限定する¹⁴⁰ことで、一定の手続的・地理的制約が掛かっているのではないのか。世界中が潜在的に戦場になるとのICRCの懸念¹⁴¹も、若干、緩和されると思われる。そうでなければ、武装集団への反撃が許容されない被害国の不利益は、どう補填されるのか。

自衛の目的と自衛開始の時期に関して、自衛が武力攻撃の撃退を目的とし、報復的、抑止的、処罰的であってはならないことは、一般的に合意されている¹⁴²。しかし、オバマ大統領は、2013年のFact Sheet¹⁴³で処罰としての致死力は提案されないと言いつつ、演説¹⁴⁴で「グローバルな対テロ戦争ではなく、米国を脅かす暴力的過激派の特定のネットワークを解体する(dismantle)ための永続的で的を絞った努力に転換する必要がある」と発言した。米国の武装ドローンの標的殺害は、テロ集団からの武力攻撃への反撃を逸脱して、テロ集団の鎮圧・解体・掃討のための軍事作戦と位置付けているようにも思える。もしその目的のための軍事作戦であれば、それは、彼女の指摘する時制的歪み(予防自衛への拡大)に至る恐れがある。ディンスタイン¹⁴⁵によれば、テロ攻撃が武力攻撃と称されることで、当該攻撃が51条の完全適用に従うことを意味し、純粹に予防的な措置がテロ攻撃に対して正当化されるとの議論は受け入れられない。先制自衛の主張が予防自衛の隠れ蓑にならないように、自衛権行使の厳格な解釈が求められる。

前述のハーバード・ローズスクール・プログラム研究¹⁴⁶によれば、51条関連報告に消極的な安保理が領域外の標的殺害を取り扱った唯一の事例が、安保理決議573(1985)¹⁴⁷である。本件は、パレスチナ解放機構(Palestine Liberation Organization, PLO)がイスラエル領域外のイスラエル人等を標的にテロ攻撃を計画・準備・実行したことから、同国が1985年10月1日にチュニジア・チュニスにあるPLO本部を急襲した事件である。同決議は、イスラエルの軍事作戦が甚だしい国連憲章侵害であるとともに、チュニジア領土への武力侵略であると明確に認定した。本件は、自国領域外でのドローン攻撃が合法的な先制自衛か違法な予防自衛かの1つの判断材料となる。もっとも、個々のテロ行為が大規

模な武力攻撃ではないとしても、それらの累積により武力攻撃に該当し、自衛権が発動できるという学説 (累積理論¹⁴⁸) もあり、その検討も不可欠である。

(2) 国際人権法と国際人道法の交錯

非国際武力紛争の場合、国際人権法と国際人道法の2つの法体系が適用されるが、その関係性が問題となる。カラマールの指摘するように、両法体系が相互排他的ではなく相互補完的な関係にあることは、一般的に認識されている。現在、両者が抵触する場合に、特別法の国際人道法が優先される説 (特別法優位原則) よりも、両法体系が同時に適用されるという説が通説であろう。カラマールは、体系的統合アプローチにより、可能な限り個人に有利な国際人権法の適用を提唱する。「一層有利な保護の原則」¹⁴⁹ とも言える本アプローチは、国際人道法の成立要件である軍事的必要性と人道的考慮のバランスを後者の側に傾かせる効果を持つ¹⁵⁰。当然、それには標的殺害実施国からの反発も予想され、実際にどのバランスで両法体系を解釈するかは、事例ごとに判断せざるを得ない。

両法体系の適用問題を考える上で、法の適用状況は、国際武力紛争、非国際武力紛争及びそれ以下 (暴動、騒乱、緊張) の3区分である。対テロ作戦は、非国際武力紛争の区分の中で議論される¹⁵¹。米国は、この区分とは別に、表1や表7【領域国別の適用法区分】のように、敵対行為の烈度に従って、定義不明の積極的敵対行為地域と非積極的敵対行為地域に区別する。

両地域の相違は、オバマ政権のPPGが前者に適用されないが、後者に適用される点である。当該PPGの①捕獲優先と②致死力行使の制限に加えて、特に、非積極的敵対行為地域には、③致死力行使基準 (法的根拠、標的の限定、致死力行使前の5つの手続確認事項) が課せられる。以上の手続や基準は、法執行手続に関連する国際人権法を積極的に取り入れた厳格な致死力行使指針と言える。それ故、当該指針が適用されない積極的敵対行為地域は、非国際武力紛争の中でも、国際武力紛争に近い戦闘状況を想定しているように思われる。当該地域は、両法体系が適用されるとしても、致死力行使基準が緩和され、国際人道法が国際人権法より重視される。

トランプ大統領は、前述の如く、致死力行使条件の緩和や積極的敵対行為地域の追加指定により、前政権のドローン政策を緩和した。政策とは言え、同地域の認定・追加は、武力行使国の恣意的な判断ではなく、国際人道法の成立要件である軍事的必要性と人道的考慮のバランスに基づき、戦闘状況の客観的分析に依拠しなければならない。当然、状況が変われば、その指定解除も検討すべきであることは明らかである。

表7【領域国別の適用法区分】

作戦実施領域国	国 vs 武装集団 (非国際武力紛争)	適用する国際法
アフガニスタン	積極的敵対行為地域 (戦場)	人道法 > 人権法
イラク		
シリア		
イエメン	非積極的敵対行為地域 (2017.3)	
ソマリア		
パキスタン	オバマ PPG 適用地域	人道法 < 人権法

この表は、著者が作成した。

他方、非国際武力紛争とそれ以下の区別基準は、武装ドローン使用専門家対話パネルで指摘されたように¹⁵²、敵対行為の烈度と武装集団の組織度である¹⁵³。前者は暴力の連続性と重大性の評価により、後者は①指揮命令系統、②作戦の組織的な実施能力、③兵站能力、④内部規律の程度とジュネーブ諸条約共通3条の基本的義務の履行能力、⑤意思表示の一本化により判断される¹⁵⁴。テロ事案は、当該要件を満たさなければ、平時の国内法の枠内に留まり、自衛法も国際人道法も適用されない。安易にテロ集団を非国際武力紛争の当事者と認定することは、無分別な軍事作戦を認めることに繋がる。

また、前述の専門家対話パネル¹⁵⁵で、後の状況により武装集団の組織度やテロ行為の烈度に関する疑義が生じた。対テロ作戦実施国は、一旦、非国際武力紛争が認定されても、実質的に非国際武力紛争でなくなれば、軍事作戦を停止・終了させなければならない。それ故、適宜、非国際武力紛争の2要件が満たされているか否かを見直すことが、ドローン軍事作戦の法的評価にも繋がる。

(3) 標的の捕獲と付随的な文民被害

個別具体的な論点として、標的問題と文民被害問題の2点を考える。標的の攻撃様式は、個人攻撃と特性攻撃の2種類がある¹⁵⁶。前者は情報収集で特定されたテロ集団幹部の明確なテロリストを、後者はテロリスト共通の生活様式で振り分けられた不特定多数の下級戦闘員の見なしテロリストを標的とする。国際人道法上の区別原則に関連して問題になるのは、後者の一般戦闘員と文民との区別である。エマーソンが言及したように¹⁵⁷、ICRCが文民による敵対的行為への直接参加の解釈で継続的戦闘任務基準を主張し、米軍法務官がその基準は非現実的であると反駁した。しかし、個人が文民であるか否かの疑義が生じた場合は文民推定が働く¹⁵⁸ことから、疑わしい場合は攻撃ではなく保護するとの観点から、米国は、推定に基づく見なしテロリスト基準を再構築することが必須である¹⁵⁹。

このような標的（テロリスト）の確定問題とは別に、「殺害より捕獲」問題がある。国際人権法からすれば、テロ容疑者を捕獲し、適正な法手続に従って処罰することが求められる。オバマ政権のPPGは、非積極的敵対行為地域ではあるが、実施可能であれば、捕獲が優先される。実際、米国は、PPGの公表後の2013年10月5日に、リビアとソマリアでテロ容疑者同時捕獲作戦を敢行した¹⁶⁰。リビアでは、米陸軍特殊部隊デルタフォースが1998年の在ケニア・在タンザニア米国大使館爆破事件に関与したアルカイダ幹部のアブ・アナス・リビ容疑者の身柄確保に成功した。他方、ソマリアでは、米海軍特殊部隊シールズが、銃撃戦となり、9月のショッピングモール襲撃事件に関与したアル・シャバブ幹部イクリマ容疑者の拘束に失敗した。特殊部隊を派遣してのテロリスト幹部の捕獲作戦は、後者のように、必然的に銃撃戦が予想される。テロリストの捕獲を選択し自軍の犠牲なく成功させるのは、現在のテロ集団の武装レベルを考えれば、極めて困難であろう。しかし、テロ幹部だけでなく一般戦闘員も含めて、捕獲は、人権尊重とともに、情報収集やテロ計画の粉碎という戦略的利益を有するが故に、安易に武装ドローンの使用を選択せず、捕獲の可能性を追求することも肝要である。

次に、付随的な文民被害について、エマーソンは、報告書の中で具体的に国別の文民被害状況を提示した¹⁶¹が、その数値が、国際人道法の比例原則（戦闘員殺害数と文民被害数の比較衡量）上、不均衡（国際人道法違反）であると明示しなかった。具体的な事例ごとに詳細な事実関係を確認しなければ適切な判断ができないことから、彼が、文民被害評価の最大の障害は透明性の欠如であると強調したのも当然である。

表4によれば、非積極的敵対行為地域の3か国で394-565名の文民死者数は全体の5.4-10.9%であり、不明死者数を含めた文民死者数（723-1,050名）では、9.8-20.1%となる。比率だけからすれば、死者の大多数が戦闘員であり、文民の被害は相対的に低く、国際武力紛争（従来の伝統的な国家間の戦争状態）であれば、武装ドローン攻撃が正当化できるかもしれない。しかし、国際武力紛争ではない状況で400～500名の無辜の市民が殺害されたことは、決して軽視されてはならない。文民被害の発生は、生命権の尊重問題だけでなく、武装ドローン使用国への一般住民の敵愾心を煽り、住民のテロ集団への共感・支援を助長し、暴力の連鎖や事態の悪化を招きかねない。

文民被害の軽減策として、標的の確認や武器・弾薬の選定などの国際人道法上の予防義務¹⁶²がある。標的の確認に関して、米国は、2008年～2011年にイラクで武装ドローンを17,009ソーティ出撃させたが、実際のミサイル発射は48回であったという¹⁶³。また、武器・弾薬の選定において、ドローンから発射されるミサイルを、当初使用していた対戦車用ヘルファイア（163cm, 49kg）を途中からソフトターゲット用スコーピオン（55cm, 16kg）に変更し、巻き添え被害を減少させた¹⁶⁴。近年では、一部の軍事作戦で、爆薬を搭載せず6枚の回転刃を装着したヘルファイアR9Xミサイル（通称ニンジャミサイル）¹⁶⁵が使用されている。爆発せず回転刃で標的を切り裂くそのミサイルは、巻き添え被害もなく、通常、巻き添え被害が予期される場所でのテロ幹部の標的殺害に使用されるという¹⁶⁶。

このように、武装ドローン使用国は、付随的文民被害の軽減のために、実行可能な予防措置をすべて実施したかという法的義務が厳しく問われる。

対テロ軍事作戦は、巻き添えの文民被害を軽減するために、通常の航空攻撃から武装ドローンの精密攻撃に変更されてきた。しかし、それは、皮肉にも、ドローン使用の利便性から、攻撃回数の増加とともに、文民被害という悲劇的な結果を多数招くことになった。武装ドローンが、武力行使の心理的な閾値を低下させたことも一因であろう。

このような悲劇を惹起するドローン攻撃は、米国だけに限ったことではない。表2が示すように、当該保有国は、現在39か国になり、今後、ますます増加傾向に拍車がかかると予想される。それに連動して、武装ドローン使用国も必然的に拡大するであろう。表3が示すように、米国以外でも、実際、イスラエル、英国、イラン、アラブ首長国連邦、ロシア及びフランスが、対テロ作戦の一環として自国領域外で武装ドローンを使用している。当該国家は、米国の場合と同様に、自国領域外での

武力行使を含む国際法上の論点（領域国の同意、自衛法、国際人道法、国際人権法）を抱えている。

更に、パキスタン、ナイジェリア、アゼルバイジャン、イラク、トルコは、自国領域内で反政府勢力（武装集団）に対して、すなわち、従来の非国際武力紛争（内戦）の中で武装ドローンを活用して、武装集団の戦闘員への標的殺害を実施している。この場合、領域国の同意問題は存在しないが、それ以外の国際法上の論点が議論されなければならない。

従来、軍事大国が国際法上のドローン使用規制の緩和を主張する一方で、発展途上国はその法的主張や軍事作戦に抵抗する傾向にあった。しかし、武装ドローンの拡散により、発展途上国も、国内の対テロ作戦で軍事大国の主張する国際法上の解釈に同調する可能性が十分考えられる。その意味で、武装ドローンによる標的殺害問題は、単に国際法によって軍事大国の行動を規制すれば良いという問題ではなく、広く、すべての国家の行動規制に関わる国際法上の重大な問題であると言える。

自衛権行使は、国連憲章上の武力不行使原則の例外であって、国際社会の秩序維持の観点から、厳格に国際法に従って実施されなければならない。更に、国際人権法と国際人道法は別の法体系であるが、両法体系に通底する基本理念は、人間の尊厳である。両法体系の基本理念から、文民被害を軽減し、すべての者の生命権を尊重するように、対テロ作戦での武装ドローンによる標的殺害を国際法の厳格な規制に従わせることが喫緊の課題であることは言うまでもない。

注

- 1) イランの軍事組織は、国軍（正規軍）とは別に革命防衛隊が存在する二重構造で構成される。トランプ米国大統領は、2019年4月8日に外国の軍事組織であるIRGCを外国テロ組織と指定した。「イラン精鋭部隊『革命防衛隊』米政権がテロ組織指定」『朝日新聞』2019年4月19日付1面。
- 2) イラクのイスラム教シーア派民兵戦闘団の連合体で、その中には、イランのIRGCの支援を受け、反米的な戦闘団も多い。国軍の一部とされるが、実際は独自の指揮系統を持つと言われている。「イラン 抵抗の三日月：聖戦の英雄か、テロリストか」『朝日新聞』2020年2月12日付1面。
- 3) 概要について、*Use of armed drones for targeted killings, Report of the Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions, Annex I. The targeted killing of General Soleimani, A/HRC/44/38, 15 August 2020, pp. 23-25.*
- 4) *Report of the Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions, Philip Alston, Addendum, Study on targeted killings, A/HRC/14/24/Add. 6, 28 May 2010, par. 1.*
- 5) 杉本宏は、標的殺害を「政府が国家安全保障上の脅威と見なす特定の個人を選別し、政府機関が上層部の承認を得て、刑事手続を経ないで実行する故意の殺害」と定義する。杉本宏『ターゲットド・キリング—標的殺害とアメリカの苦悩』現代書館2018年56頁。杉本は、標的殺害を、公然型（正規の米軍が国防長官の指揮命令系統下で、アフガンやイラク、シリアの戦争地帯で通常の軍事行動の一環として正々堂々と実行する殺害）と非公然型（CIAや米軍特殊部隊が、パキスタン、イエメン、ソマリア、リビアなど非戦闘地帯で、非公然活動の一環として隠密裏に行う殺害）に区分している。『同書』24-25頁。
- 6) Steven R. David, "Israel's Policy of Targeted Killing," *Ethics & International Affairs* 17, no.1, March 2003, p.111. イスラエルが標的殺害の手段として武装ドローンを最初に使用したのは、ガザ地区で2004年10月24日であった。

- 7) 注 4、A/HRC/14/24/Add. 6, par. 8.
- 8) この「海神の槍作戦 (Operation "Neptune Spear")」は、オサマ・ビン・ラディンの遺体収容、本人確認 (DNA 型鑑定) 及び遺体奪回の防止のために、武装ドローン攻撃ではなく、特殊部隊の派遣が選択されたと考えられる。「ビンラーディン殺害 諜報戦 10 年の成果 端緒は連絡役」『読売新聞』2011 年 5 月 3 日付 3 面参照。
- 9) ブッシュ大統領は、2001 年 9 月 20 日の米国両院合同会議において、「我々の対テロ戦争は、アルカイダから始まる」と述べた。Address to a Joint Session of Congress and the American People, September 20, 2001, <https://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/releases/2001/09/20010920-8.html>, accessed at November 7, 2020.
- 10) 武装ドローンは、軍事的利点だけでなく、その経済性 (操縦士の養成費及び戦闘機の製造費) も指摘できる。岩本誠吾「国際法から見た無人戦闘機 (UCAV) の合法性に関する覚書」『産大法学』45 卷 3・4 号 2012 年 1 月 137 頁。
- 11) 例えば、イエメンでの対テロ作戦は、2002 年 11 月 3 日から現在まで合計 374 回実施されたが、地上作戦は 4 回だけであった。New America, *America's Counterterrorism Wars-The War in Yemen*, <https://www.newamerica.org/international-security/reports/americas-counterterrorism-wars/the-war-in-yemen>, accessed at November 7, 2020. もっとも、現行の武装ドローンは、対空火器も十分装備していない武装集団を相手とする非対称の対テロ戦闘だからこそ、自らを防御する必要のない飛行可能領域で活用されているとも言える。Cf. Tim Street, "The future of British combat air power in the second drone age," (29/09/2020), Drone Wars (UK), <https://dronewars.net/2020/09/29/the-future-of-british-combat-air-power-in-the-second-drone-age/>, accessed at November 3, 2020.
- 12) Peter Bergen, Melissa Salyk-Virk, David Sterman, *International Security : World of Drones (Last updated on July 30th, 2020)*, New America, <https://www.newamerica.org/international-security/reports/world-drones/>, accessed at November 10, 2020.
- 13) 例えば、武装集団 (その活動地域) として、アルカイダ (パキスタン)、タリバン (アフガニスタン)、ハマス (イスラエル)、ヒズボラ (イスラエル、シリア)、クルド労働党 (トルコ)、フーシー派 (サウジアラビア)、タリバン (アフガニスタン)、イスラム国 = イラク・レバントのイスラム国 (Islamic State in Iraq and the Levant, ISIL) (シリア、イラク) などが含まれる。Cf. *World of Drones, Non-State Actors with Drone Capabilities*.
- 14) Drone Wars (UK), *Who has Armed Drones?*, <https://dronewars.net/who-has-armed-drones/>, accessed at November 13, 2020.
- 15) 参照、岩本誠吾「軍用ドローンをめぐる軍備管理の現状と課題」日本軍縮学会編『軍縮・不拡散の諸相—日本軍縮学会設立 10 周年記念—』信山社 2019 年 3 月 373-397 頁。
- 16) ハロップは、2020 年 9 月 27 日から 11 月 10 日までのナゴルノカラバフ紛争でも、大きな戦果を挙げ、アゼルバイジャンの勝利に貢献した。Barak Ravid, *Azerbaijan using Israeli "kamikaze drones" in Nagorno-Karabakh clashes*, <https://www.axios.com/israel-kamikaze-drones-nagorno-karabakh-azerbaijan-d3cbfd39-2cf8-4bf6-a788-b24d80a8569f.html>, accessed at November 13, 2020.
- 17) 例えば、米国の XQ-58 ヴァルキリー、中国の利剣及びロシアのオホートニクは、ステルス機能を有した武装ドローンである。
- 18) 2017 年 1 月に米国が小型ドローン 103 機の編隊飛行実験に、同年 6 月に中国が固定翼ドローン 119 機の編隊飛行実験に成功した。
- 19) 米国は Skyborg^{スカイボーグ} 計画を、フランスとドイツは FCAS (Future Combat Air System) 計画を、そして、英国は次期戦闘機テンペスト計画を推進中である。これらの計画は、有人戦闘機が複数の武装ドローンを制御しながら編隊

- を組み攻撃するというシステムの研究開発である。注 11、Tim Street, *supra*.
- 20) Cf. *Ibid.*, and Umar Farooq, "The Second Drone Age: How Turkey Defied the U.S. and Became a Killer Drone Power," (May 14, 2019),
<https://theintercept.com/2019/05/14/turkey-second-drone-age/>, accessed at November 3, 2020.
- 21) The Bureau of Investigative Journalism, "Drone Warfare," <https://www.thebureauinvestigates.com/projects/drone-war>, accessed at November 4, 2020. 本資料は、パキスタン、イエメン、ソマリアにアフガニスタンを加えて、統計を取っている。本論考は、New America の資料と比較できるように、本資料の最初に掲示された数値からアフガニスタンでの状況（最小確認攻撃数 13,072 回、死者総数 4,126-10,076 名、文民死者数 300-909 名、文民犠牲者割合 3%-22%）を差し引いた数値を挙げた。
- 22) *Summary of Information Regarding U.S. Counterterrorism Strikes Outside Areas of Active Hostilities*, 1 July 2016, <https://reliefweb.int/report/world/summary-information-regarding-us-counterterrorism-strikes-outside-areas-active>, accessed at November 14, 2020. *Summary of Information Regarding U.S. Counterterrorism Strikes Outside Areas of Active Hostilities*, 19 January 2017, <https://www.dni.gov/index.php/newsroom/reports-publications/reports-publications-2017/item/1741-summary-of-information-regarding-u-s-counterterrorism-strikes-outside-areas-of-active-hostilities>, accessed at November 14, 2020.
 本概要は、積極的敵対行為地域にアフガニスタン、イラク及びシリアが含まれると規定するが、その用語が国際法上何を意味するのか、定義が示されず、不明である。
- 23) 2017 年 3 月に、トランプ大統領は、オバマ時代のドローン戦争の戦場制限を緩和するためにイエメン 3 州とソマリア一部を積極的敵対行為地域と指定した。Peter Bergen, David Sterman, Melissa Salyk-Virk, *America's Counterterrorism Wars, Tracking the United States' Drone Strikes and Other Operations in Pakistan, Yemen, Somalia, and Libya, the War in Yemen*, <https://www.newamerica.org/international-security/reports/americas-counterterrorism-wars/the-war-in-yemen>, accessed at November 14, 2020.
- 24) 注 3、A/HRC/44/38.
- 25) *Report of the Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions, Philip Alston, Addendum, Summary of cases transmitted to Government and replies received*, A/HRC/4/20/Add.1, 12 March 2007.
- 26) *Ibid.*, pp. 342-363.
- 27) *Report of the Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions, Philip Alston, Addendum, Mission to the United States of America*, A/HRC/11/2/Add.5, 28 May 2009, par. 83.
- 28) ここでは、標的殺害ではなく、標的執行 (targeted executions) と言及している。
- 29) *General Assembly Official Records, Third Committee, Summary record of the 30th meeting (27 October 2009)*, A/C.3/64/SR.30, 12 April 2010, par. 48.
- 30) 注 4、A/HRC/14/24/Add.6.
- 31) 武力行使法とは、^{ユスインベロ} jus in bello (戦争法、人道法) に対比される ^{ユスアドベリウム} jus ad bellum であり、国際法上の武力行使の合法性 (自衛)・違法性 (侵略) に関する法、すなわち国連憲章上の武力行使関連法 (武力不行使原則、自衛権、国連による集団措置) を意味する。
- 32) 注 4、*supra*, par. 3.
- 33) 1977 年の 1949 年ジュネーブ条約第 1 追加議定書 50 条 2・3 項によれば、文民は「敵対行為に直接参加していない限り」文民としての保護を受け、攻撃の対象とならない。
- 34) A/HRC/14/24/Add.6, par. 93. 赤十字国際委員会 (International Committee of the Red Cross, ICRC) は、6 年間の

研究の後に本課題のガイドラインを2009年に出版した。Nils Melzer, *Interpretive Guidance on the Notion of Direct Participation in Hostilities under International Humanitarian Law*, May 2009, ニルス・メルツァー著（黒崎将広訳）『国際人道法上の敵対行為への直接参加の概念に関する解釈指針』赤十字国際委員会駐日事務所2012年。

- 35) 人的情報を Human Intelligence (HUMINT)^{ヒューミンテ}、映像情報を Imagery Intelligence (IMINT)^{イミンテ} という。
- 36) *Interim report of the Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions*, A/65/321, 23 August 2010, pars. 11-16.
- 37) 米国防務省は、武装ドローンによる対テロ戦争を以下のように述べている。「伝統的な戦争で依然存在していた政治的国境は、対テロ戦争では存在しない。大統領はテロリストが潜伏しようとしている場所での「影の戦争 (shadowy war)」について話している。」このように、非公然型の軍事作戦を「影の戦争」と称している。The White House, Press Gaggle by Ari Fleischer, November 5, 2002, <https://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/releases/2002/11/20021105-2.html>, accessed at December 2, 2020. 杉本宏『前掲書』40頁。
- 38) *Report of the Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions*, A/68/382, 13 September 2013. ドローン攻撃は、当該報告書第3節「武装ドローンと生命権」で言及されている。
- 39) *Ibid.*, par. 25.
- 40) *Ibid.*, par. 13.
- 41) *Ibid.*, par. 40. 生命権は、人権諸条約の逸脱条項に該当せず、適用し続ける。1966年の自由権規約4条及び6条参照。
- 42) *Ibid.*, par. 58. 武力紛争の認定は、武力的暴力の強烈度と武装集団の組織化の程度の2要件が必要とされる。*Ibid.*, pars. 55-57. 1977年の1949年ジュネーブ諸条約第2追加議定書1条参照。
- 43) *Basic Principles on the Use of Force and Firearms by Law Enforcement Officials*, Adopted by the Eighth United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders, Havana, Cuba, 27 August to 7 September 1990.
- 44) 注38、A/68/382, par. 32.
- 45) この場合の関係当事者は、ドローン攻撃実施国A、Aと対立関係にある武装集団B、Bが位置する領域国Cの3者となる。BとCの関係は、CのBに対する積極的・直接的支援（資金・武器・匿う場所の提供＝国家支援テロ）か又は消極的・間接的支援（統治能力不足による武装集団の浸透・活動の許容・黙認）に区分される。AとCの関係は、AのBへの武力行使に対するCの同意がある場合とない場合が想定される。
- 46) *Ibid.*, par. 83.
- 47) *Ibid.*, pars. 86 and 90.
- 48) *Ibid.*, par. 91.
- 49) *Ibid.*, par. 103.
- 50) *Report of the Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions, Christof Heyns*, A/HRC/26/36, 1 April 2014, pars. 135-141.
- 51) *Promotion and protection of human rights and fundamental freedoms while countering terrorism*, A/68/389, 18 September 2013.
- 52) *Ibid.*, par. 20.
- 53) *Ibid.*, par. 24.
- 54) *Ibid.*, pars. 29-40. ちなみに、パキスタンでの訪問調査の結果として、2004年以降少なくとも攻撃330回、少なくとも殺害2,200人、少なくとも文民殺害400人（文民死亡率は18%）と公表した。*Ibid.*, par. 32.
- 55) *Ibid.*, pars. 41-50.

- 56) *Ibid.*, par. 52.
- 57) *Ibid.*, pars. 53 and 54.
- 58) *Ibid.*, pars. 62-65.
- 59) 注 34、Nils Melzer, *supra.*, p. 16, ニルス・メルツァー著『前掲書』14頁。
- 60) A/68/389, pars. 69-72.
- 61) *Ibid.*, pars. 77-80.
- 62) *Report of the Special Rapporteur on the Promotion and protection of human rights and fundamental freedoms while countering terrorism, Ben Emmerson, A/HRC/25/59, 11 March 2014.*
- 63) European Parliament resolution of February 2014 on the use of armed drones(2014/2567(RSP)). 賛成 534、反対 49、棄権 10 で採択された本決議は、他国の領域での国家による戦争宣言のないドローン攻撃は、その領域国又は国連安全保障理事会（安保理）の同意がなければ、国際法並びに当該国家の領土保全や主権の侵害を構成すること（E項）、国際人権法は如何なる事態においても恣意的殺害を禁止し、国際人道法は非交戦国に位置する者の標的殺害を許容しないこと（F項）と明記した。
- 64) 注 62、*supra.*, pars. 23, 24 and 31.
- 65) *Ibid.*, par. 71.
- 66) *Ibid.*, pars. 73 and 74.
- 67) *Protection of human rights and fundamental freedoms while countering terrorism, A/RES/68/178, 28 January 2014, par.6(s).*
- 68) *Ensuring use of remotely piloted aircraft or armed drones in counter-terrorism and military operations in accordance with international law, including international human rights and humanitarian law, A/HRC/RES/25/22, 15 April 2014.* 米国務省報道官は、人権理事会が1つだけの兵器発射システムに議論の焦点を当てるのは相応しくないと反発した。U.S. Department of States, Daily Press Briefing-March 20, 2014, <https://2009-2017.state.gov/r/pa/prs/dpb/2014/03/223771.htm#PAKISTAN>, accessed at November 23, 2020. 票決の結果、賛成 27、反対 6（仏、日、韓、英、米、旧ユーゴ）、棄権 14 となった。
- 69) *Summary of the Human Rights Council interactive panel discussion of experts on the use of remotely piloted aircraft or armed drones in compliance with international law, A/HRC/28/38, 15 December 2014.*
- 70) *Ibid.*, pars. 6-8.
- 71) *Ibid.*, pars. 31, 32 and 52.
- 72) 非国際武力紛争に関する2つの基準（武装集団の組織度と敵対行為の烈度）のうち、オサマ・ビン・ラディン殺害後のアルカイダの組織度の疑問やアフガニスタンとイラクの戦場以外では敵対行為の烈度が満たされていないとの指摘がなされた。*Ibid.*, par. 41.
- 73) *Ibid.*, par. 52.
- 74) *Ibid.*, par. 13.
- 75) 適用可能な場合、責任者の処罰義務もあり、それらの不作為自体が生命権の侵害に該当するという。*Ibid.*, pars. 12 and 54.
- 76) *Ibid.*, pars. 7 and 42.
- 77) *Ibid.*, par. 45.
- 78) *Ibid.*, par. 51.

- 79) Ibid., par. 56.
- 80) *Ensuring use of remotely piloted aircraft or armed drones in counter-terrorism and military operations in accordance with international law, including international human rights and humanitarian law*, A/HRC/RES/28/3, 8 April 2015, par.1 and 2. 採択の結果は、賛成 29、反対 6 (前回と同じ国)、棄権 12 であった。
- 81) The White House Office of the Press Secretary, "Remarks by the President at the National Defense University," May 23 2013, <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2013/05/23/remarks-president-national-defense-university>, accessed at November 18, 2020. The White House Office of the Press Secretary, "Fact Sheet: U.S. Policy Standards and Procedures for the Use of Force in Counterterrorism Operations Outside the United States and Areas of Active Hostilities," May 23 2013, <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2013/05/23/fact-sheet-us-policy-standards-and-procedures-use-force-counterterrorism>, accessed at November 18, 2020. 前日の 5 月 22 日に大統領政策指針 (Presidential Policy Guidance, PPG) が署名された。当初、機密扱い・非公開であった PPG は、情報自由法により 2016 年 8 月 5 日に公開された。 *Procedures for Approving Direct Action against Terrorist Targets Located outside the United States and Areas of Active Hostilities*, May 22, 2013. https://www.justice.gov/oip/foia-library/procedures_for_approving_direct_action_against_terrorist_targets/download, accessed at December 11, 2020.
- 82) Executive Order 13732: United States Policy on Pre- and Post-Strike Measures To Address Civilian Casualties in U.S. Operations Involving the Use of Force, July 7, 2016, <https://fas.org/irp/offdocs/co/co-13732.pdf>, accessed at November 18, 2020.
- 83) 注 22。
- 84) Presidential Memorandum -- Steps for Increased Legal and Policy Transparency Concerning the United States Use of Military Force and Related National Security Operations, December 5, 2016, <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2016/12/05/presidential-memorandum-steps-increased-legal-and-policy-transparency>, accessed at November 23, 2020.
- 85) The White House, *Report on the Legal and Policy Frameworks Guiding the United States' Use of Military Force and Related National Security Operations*, December 2016.
- 86) Ibid., p. 9.
- 87) Ibid., p. 10.
- 88) Ibid., pp. 15-18.
- 89) Ibid., pp. 19-20.
- 90) 1943 年 4 月 18 日、山本連合艦隊司令長官は、搭乗した戦闘機が暗号電文を解読した米軍によりブーゲンビル島上空で撃墜されて、戦死した。
- 91) Ibid., pp. 24-27.
- 92) The New York Times, *Trump Eases Combat Rules in Somalia Intended to Protect Civilians*, 30 March 2017, <https://www.nytimes.com/2017/03/30/world/africa/trump-is-said-to-ease-combat-rules-in-somalia-designed-to-protect-civilians.html>, accessed at December 2, 2020.
- 93) ACLU v. DOD-FOIA Case Seeking Trump Administration's Secret Rules for Lethal Strikes Abroad, updated: October 6, 2020, <https://www.aclu.org/cases/aclu-v-dod-foia-case-seeking-trump-administrations-secret-rules-lethal-strikes-abroad>, accessed at December 11, 2020. トランプ大統領の当該文書は、現在、未公開のままである。
- 94) Charlie Savage and Eric Schmitt, "Trump Poised to Drop Some Limits on Drone Strikes and Commando Raids," *The New York Times*, Sep. 21, 2017, <https://www.nytimes.com/2017/09/21/us/politics/trump-drone-strikes-commando-raids-rules.html>,

accessed at December 11, 2020.

95) 注 3, A/HRC/44/38.

96) *Ibid.*, par. 6.

97) *Ibid.*, pars. 15 and 16.

98) *Ibid.*, par. 17. 標的の攻撃様式は、ブッシュ政権時代、身元の判明した武装集団幹部への個人攻撃であった。しかし、オバマ政権時代に、身元が不明でも生活様式分析を基にしたテロ活動の特徴による特性攻撃へと変更された。換言すれば、標的対象を「明確なテロリスト」から「見なしテロリスト」に拡大することになった。岩本誠吾「国際法における無人兵器の評価とその規制動向」『国際安全保障』42 巻 2 号 2014 年 9 月 18 頁。

99) A/HRC/44/38, par. 20.

100) *Ibid.*, par. 22.

101) *Ibid.*, par. 23.

102) *Ibid.*, pars. 24-29. ほとんどの国で、ドローンの致死的使用は議会の事前承認を受けていない。また、人権条約上、特に、生命権の尊重・確保義務は、当事国の領域外にも適用されることが確立されているにもかかわらず、国内裁判所は当該規範に同調せず、領域外で標的殺害のドローン使用を審査しようとしなない。その突破口として、彼女は、ドイツ・ラムシュタイン米空軍基地からの米国ドローン作戦に関する領域国ドイツの法的責任に関する事例の高等行政裁判所（北ライン・ウエストファリア州）判決（2019 年 3 月 19 日付）を引用した。Press Release, *Higher Administrative Court for the State of North Rhine-Westphalia, 19.3.2019, US Drone Operations in Yemen: Plaintiffs Achieve Partial Success*, https://www.ecchr.eu/fileadmin/Juristische_Dokumente/OVG_Muenster_press_release_19_March_2019_EN.pdf, accessed at December 3, 2020. しかし、本報告書の提出後の 2020 年 11 月 25 日に連邦行政裁判所（ライプツィヒ）は、「外交防衛政策の利益」を基に、前年の判決を覆し、ドイツ政府は米国のドローン攻撃を国際法に遵守させるように強要できないと判示した。U.S. News, *Court Overturns Ruling That Germany Must Press US on Drones*, Nov. 25, 2020, <https://www.usnews.com/news/world/articles/2020-11-25/court-overturns-ruling-that-germany-must-press-us-on-drones>, accessed at December 3, 2020.

103) A/HRC/44/38, pars. 30 and 31.

104) *Ibid.*, par. 37. その根拠として、ICJ 核兵器合法性事件（1996 年 7 月 8 日の勧告的意見）が引用された。 *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion, I.C.J. Reports 1996*, p. 240, par. 25. 「判例研究・国際司法裁判所 核兵器の威嚇又は使用の合法性」『国際法外交雑誌』99 巻 3 号 2000 年 8 月 66 頁。

105) ここでは、ICJ コンゴ領域武力活動事件（2005 年 12 月 15 日の判決）が引用された。 *Armed Activities on the Territory of the Congo (Democratic Republic of the Congo v. Uganda), Judgement, I.C.J. Reports 2005*, pp. 242 and 243, par. 216.

106) A/HRC/44/38, par.39.

107) ICRC によれば、敵対行為に直接参加する者が第三国領域にいる場合には、その者を標的化することを国際人道法は認めていない。というのも、そうでなければ、世界中が潜在的に戦場になるからだと説明する。ICRC, *The use of armed drones must comply with laws, 10-05-2013 Interview*, <https://www.icrc.org/en/doc/resources/documents/interview/2013/05-10-drone-weapons-ihl.htm>, accessed at December 4, 2020.

108) A/HRC/44/38, par. 44. 条約法条約 31 条（条約の解釈に関する一般的規則）3 項は、「文脈とともに」考慮するものとして、「(c) 当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則」を列挙する。つまり、ある条約規定の解釈上、別の国際法の関連規則を考慮する必要がある。それらの統合問題は、過去の条約解釈と現代の国

際法との関係を問う「時代縦断的・垂直的な統合問題」と、ある条約規定と別の条約や慣習法との関係を問う「分野横断的・水平的な統合問題」がある。カラマールは、標的殺害を国際人道法と国際人権法の解釈を体系的に統合するアプローチを提唱する。松井芳郎「条約解釈における統合の原理—条約法条約 31 条 3(c) を中心に—」坂元茂樹編『国際立法の最前線』有信堂 2009 年参照。

109) *Ibid.*, pars. 45-47.

110) *Ibid.*, par. 49.

111) *Ibid.*, par. 50.

112) *Ibid.*, par. 52.

113) *Ibid.*, par. 53.

114) 通常、その事例は、国際法上、違法な予防自衛 (preventive self-defence) と称され、合法的な先制自衛と区別される。

115) それは「地球規模の非国際武力紛争 (global non-international armed conflict)」とも称される。 *Ibid.*, par.56.

116) *Ibid.*, pars. 54-58.

117) *Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory, Advisory Opinion, I.C.J. Report 2004*, p.194, par. 139. 国連憲章 51 条は、国家による他国への武力攻撃の場合に自衛権の存在を認めるが、イスラエルは自国への攻撃が外国に帰属すると主張せず、同国の自衛権が否定された。

118) *I.C.J. Reports 2005*, p. 222-223, par. 146. ICJ は、ウガンダが、コンゴの武装集団である合同民主軍 (Allied Democratic Forces, ADF) より武力攻撃を受けたが、コンゴ政府が当該攻撃に直接・間接に関与した十分な証拠がないと認定した。

119) A/HRC/44/38, par. 59.

120) *Ibid.*, par. 59.

121) *Ibid.*, pars. 65-67.

122) 国連憲章 51 条 2 文は、「この自衛権の行使に当たって加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない」と規定されている。

123) *Ibid.*, par. 67.

124) Dustin A. Lewis, Naz K. Modirzadeh and Gabriella Blum, *Quantum of Silence: Inaction and Jus ad Bellum (Harvard Law School Program on International Law and Armed Conflicts)*, 2019, pp. v and 10. 本研究は、1945 年 10 月 24 日から 2018 年 12 月 31 日までの 73 年間に自衛権行使を主張する国連加盟国が取った措置を安保理に通報した 433 事例のカタログを作成した。

125) A/HRC/44/38, par. 68.

126) その原因として、安保理常任理事国による拒否権行使の深刻な増加が指摘される。 *Ibid.*, par. 69 and Lewis, Modirzadeh and Blum, *Quantum of Silence*, p. 49.

127) A/HRC/44/38, par. 71.

128) *Ibid.*, pars. 72 and 78.

129) *Ibid.*, pars. 79-82.

130) *Ibid.*, pars. 86-92.

131) *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua, Judgement, I.C.J. Reports 1986*, p. 121, par. 235. 波多野里望・尾崎重義編著『国際司法裁判所 判決と意見 第 2 巻 (1964 - 93 年)』1996 年国際書院 281 - 282 頁

132) Yoram Dinstein, *War, Aggression and Self-Defence 5th edition*, 2011, p. 240. シェウエーベル判事は、この多数派の

- 見解に反対して、自衛権行使国は非公然型の自衛措置を選択でき、安保理への報告は手続事項であるので、報告の不作为でも実体的な自衛権は奪われないという。*I.C.J. Reports 1986, Dissenting Opinion of Judge Schwebel*, p. 374, pars. 224 and 229-230. デインスタインは、公然型作戦に報告義務を制限することは憲章と合致せず、憲章 51 条は自衛権の援用時に常に安保理に報告するとの包括的義務を国家に課していると反論する。Dinstein, *supra.*, p.240.
- 133) 注 117、*I.C.J. Reports 2004, Separate Opinion of Judge Higgins*, par. 34, and *Declaration of Judge Buergenthal*, par. 6. 波多野里望・廣部和也編著『国際司法裁判所一判決と意見—第 3 卷 (1994-2004 年) 国際書院 2007 年 603・611 頁。
- 134) 注 188、*I.C.J. Reports 2005, Separate Opinion of the Judge Kojmans*, pars. 27-29 and *Separate Opinion of Judge Simma*, pars. 11 and 12. 植木俊哉「48 コンゴ領域武力活動事件」杉原高嶺・酒井啓真編『国際法基本判例 50 第 2 版』三省堂 2014 年 184-185 頁。
- 135) Jean-Pierre Cot, Alain Pellet and Mathias Forteau, *La Charte des Nations Unies : Commentaire article par article, tome I, 3^e edition*, Economica, 2005, p. 1352
- 136) 「国際違法行為に対する国の責任」に関する条文 20 条、A/RES/56/83, 28 January 2002, Annex, Responsibility of States for internationally wrongful acts, Article 20(Consent).
- 137) 注 46。
- 138) 同意に関して、杉本は、領域国が住民感情を考慮して、表向き越境攻撃を主権侵害と批判しつつ、裏で同意しているという言行不一致が顕著であると指摘する。杉本『前掲書』127 頁。
- 139) 注 56。
- 140) 国連憲章の注釈書では、その領域から発する大規模攻撃を防止するために本格的な措置を取ることが明らかに不可能な国家から行動する武装集団の当該攻撃に対して、犠牲国が軍事手段で対応できることは全く適切であり得るという。Bruno Simma, Daniel-Erasmus Khan, Georg Nolte and Andreas Paulus ed., *The Charter of the United Nations: A Commentary 3 Edition Vol. II*, Oxford Univ. Press, 2012, pp. 1418-1419.
- 141) 注 107。
- 142) 注 140、*supra.*, p. 1425.
- 143) 注 81。
- 144) 注 81。
- 145) 注 132、*supra.*, p. 230.
- 146) 注 124、*Quantum of Silence*, p. 139.
- 147) S/RES/573(1985), 4 October 1985. 票決は、賛成 14、反対 0、棄権 1 (米国)。
- 148) ICJ 石油採掘施設攻撃事件の本案判決 (2003) は、累積理論で自衛権行使を根拠付けた米国の主張を否定したが、累積理論自体を否定したものではない。*Oil Platforms, Judgement, ICJ Reports of 2003*, p. 217, pars.122-123.
- 149) 新井稜「国際人権法と国際人道法の交錯—実効的な折衷主義—」『国際問題』no. 592 (2010 年 6 月) 20-21 頁。「この原則によれば、国際人権法の関連規則のうち、最も実効的かつ最も有利な保障を個人に与える規則が優先的に適用されるべきである」という。
- 150) 前掲論文 23 頁。
- 151) 伝統的な非国際武力紛争 (内戦) は、一国内で正当政府と地方の反徒団体との武力闘争であった。近年の非国際武力紛争は、従来の内戦に、国家と国外に位置するテロ集団との武力紛争が加わっている。内戦で正当政府の転覆を試みる反徒団体と異なり、テロ集団は、領域との関係性が薄く、組織上緩やかなネットワークで形

成される場合がある。

152) 注 72。

153) 旧ユーゴ国際刑事裁判所 (International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia, ICTY) のタジッチ事件、ICTY, Trial Chamber, Opinion and Judgement, Tadić, Case No. IT-94-I-T, 7 May 1997, par. 562.

154) 松山沙織「旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所による非国際的武力紛争の定義とその意義（2・完）：タジッチ基準に見る烈度要件と組織性要件」『阪大法学』65巻4号2015年11月110-112, 114-116頁。

155) 注 72。

156) 注 98。

157) 注 60。

158) 1977年の1949年ジュネーヴ諸条約第1追加議定書50条1項。

159) 注 98、岩本論文18-19頁。

160) 『朝日新聞』2013年10月8日付11面。『読売新聞』2013年10月9日付7面。

161) 注 54。

162) ジュネーヴ諸条約第1追加議定書57条2項(i)(ii)。すべて実行可能な予防措置を取る義務がある。

163) Chris Woods and Alice Ross, "Revealed: US and Britain Launched 1,200 Drone Strikes in Recent Wars," *The Bureau of Investigative Journalism*, December 4 2012, <https://www.thebureauinvestigates.com/stories/2012-12-04/revealed-us-and-britain-launched-1-200-drone-strikes-in-recent-wars>, accessed at December 22 2020.

164) 注 10、岩本論文147頁。

165) Gordon Lubold and Warren P. Strobel, "Secret U.S. Missile Aims to Kill Only Terrorists, Not Nearby Civilians," *The Wall Street Journal*, May 9, 2019, accessed at December 17, 2020. デービッド・ブレナン「6枚の刃で切り裂く米極秘暗殺兵器『ニンジャ爆弾』」『ニューズウィーク日本版』2019年5月13日、<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2019/05/6-49.php>, 2020年12月17日閲覧。

166) 米国MQ-9リーパーが2020年1月3日のソレイマニ殺害時に発射したミサイルもそれであった。Oleg Burunov, "Solcimani Was 'Silently' Killed by US Drone Equipped With Advanced Missiles – Reports," *Sputnik International*, 04.01.2020, <https://sputniknews.com/middleeast/202001041077939144-qasem-soleimani-us-drone-missile/>, accessed at December 17, 2020.

